

～取引パターン4×4で理解を深める～  
非上場株式譲渡における税務上の評価

令和5年5月17日開催

株式会社KACHIEL主宰

井上幹康税理士不動産鑑定士事務所

税理士・不動産鑑定士 井上幹康

# 目次

1. 売主個人→買主個人
2. 売主個人→買主法人
3. 売主法人→買主個人
4. 売主法人→買主法人
5. 自己株式の取得
6. 所基通59-6、法基通9-1-14の留意点・疑問点

**1. 売主個人→買主個人**

# 売主個人→買主個人

## 譲渡当事者の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	売主個人	買主個人
課税関係 低額譲渡の 税務リスク	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 実際の対価を収入金額として譲渡所得課税</li><li>□ 低額譲渡でも時価を収入金額とみなす規定なし</li><li>□ 対価が<b>時価</b>の1/2未満の譲渡損はなかったものとみなす（所法59②、所令169）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>□ <b>時価</b>に比べて著しく低い価額の対価 <b>時価</b> - 対価 = みなし贈与（相法7）</li><li>□ 売主に所法59②の適用がある場合、売主の取得費・取得時期を引き継ぐ（所法60①二）</li></ul>
時価	所法59①と同じく所基通59-6により算出した価額（以下参考文献） <small>参考：デロイト トーマツ税理士法人編『第10版Q&amp;A事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続対策』（2020年、清文社）473頁</small>	相法7の「時価」について明文規定はないが、課税実務上、特別の事情がない限り、評価通達に基づく評価額が時価として取り扱われている（裁判例も同様）。
株主区分の 判定時期	譲渡直前（所基通59-6(1)）	取得後（評価通達）

# 売主個人→買主個人

## みなし贈与（相法7）

### みなし贈与（相法7）

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

### みなし贈与（相法7）の誤認

- 当事者間に贈与の意思がなければ適用なし
- 当事者に租税回避目的がなければ適用なし
- 親族以外の第三者間の取引であれば適用なし

### 正しい理解

贈与の意思の有無、租税回避目的の有無、第三者間の取引か否かに関わらず適用あり

参考：宮脇義男著『相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察』（平成22年、税大論叢）

# 売主個人→買主個人

## 税務上の時価

### 譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

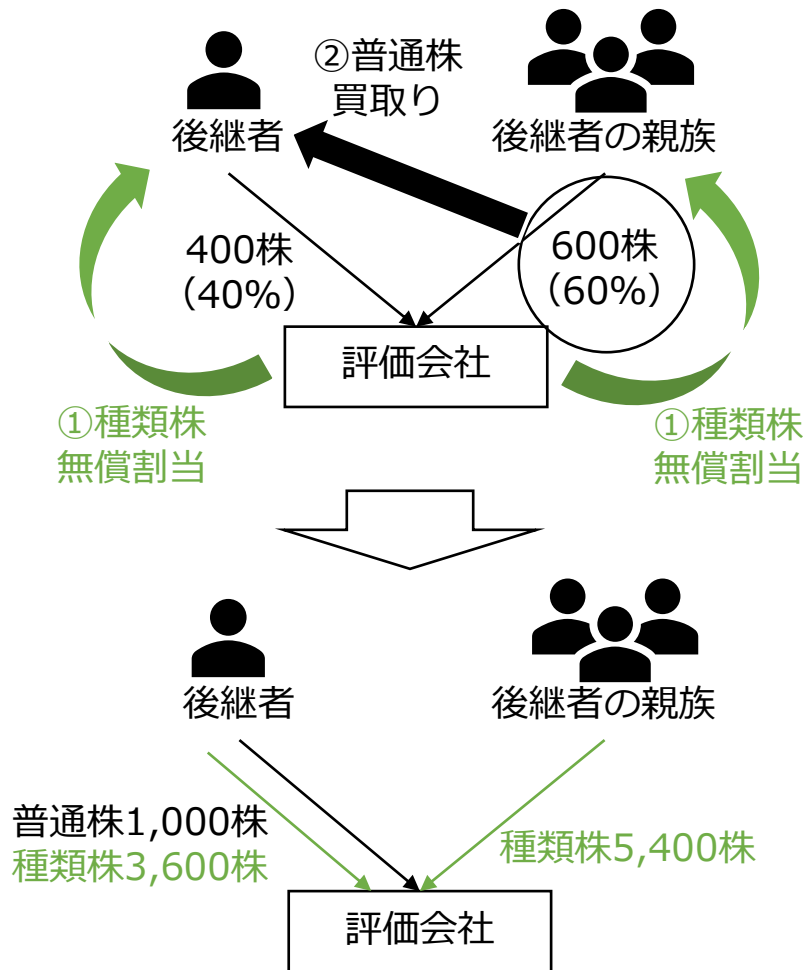
		売主個人	
		支配株主※1	非支配株主※1
買主個人	支配株主※2	ケース1 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（評価通達）	ケース3 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（評価通達）
	非支配株主※2	ケース2 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（評価通達）	ケース4 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（評価通達）

※1：所基通59-6(1)より、**譲渡直前**の議決権に基づき判定する。

※2：評価通達より、**取得後**の議決権に基づき判定する。

# 種類株式による自社株対策と株価評価

## ケース1 配当優先無議決権株式の無償割当後の普通株式買取り



### 前提

#### 評価会社

- 発行済株式：普通株式1,000株（後継者とその親族が100%保有）
- 原則的評価額（評価通達）：100,000円/株

### スキーム

#### ①配当優先無議決権株式の無償割当

- 定款変更、取締役会決議、登記を経て、普通株式1株に対して配当優先無議決権株式9株の無償割当を実施。
- 無償割当後の原則的評価額（評価通達）は無償割当前の1/10となる（希薄化効果）。  
 $(100,000\text{円/株} \times 1000\text{株}) / (1000\text{株} + 9000\text{株}) = 10,000\text{円/株}$

#### ②親族から普通株式だけ後継者が買取り

- 合意の得られた範囲で親族から普通株式を買い取っていく。
- 買取資金は、10,000円/株で済む。

スキーム実施前の買取り資金：100,000円/株×600株=60,000,000円

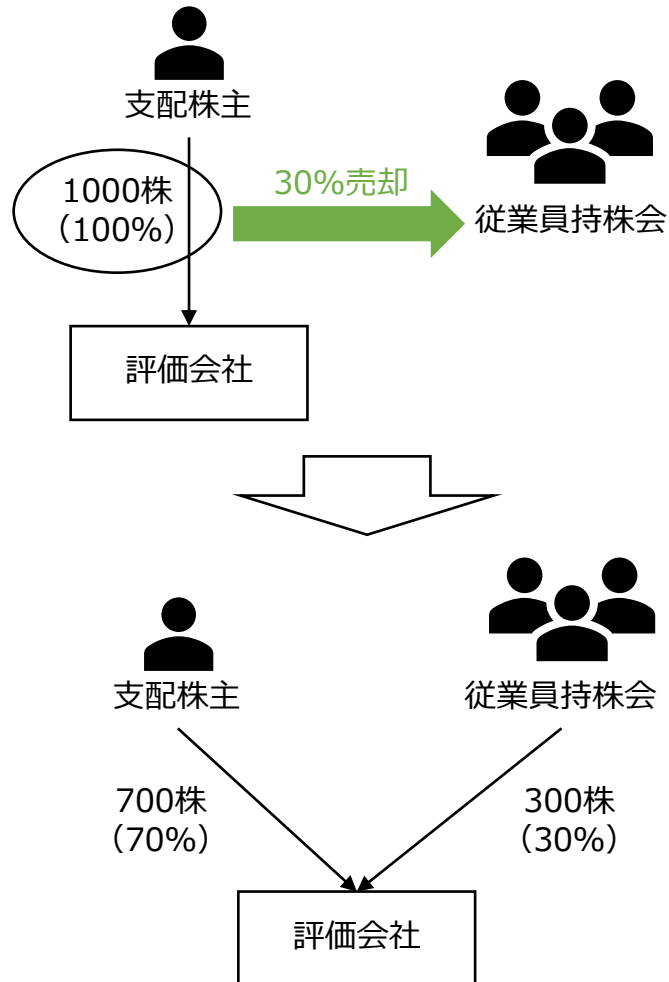
スキーム実施後の買取り資金：10,000円/株×600株=6,000,000円

### スキーム実施後の留意点

親族は配当優先無議決権株式を保有することになるが、これを将来的にどうするか？  
親族の相続等を機に分散しないように事前に対策を検討しておく必要がある。

# 売主個人→買主個人

## ケース2 支配株主の相続税対策として従業員持株会へ売却



### 前提

#### 評価会社

- 発行済株式：1,000株（支配株主が100%保有）
- 原則的評価額：500,000円/株
- 配当金戻額：500円/株

#### 注意事項

##### 従業員持株会

- 税法上の組合方式とする。
- 企業に支配株主の同族関係者はあらず、株式取得後も非支配株主に該当するものとする。

##### 譲渡株式の譲渡対価

- 譲渡株式は、支配株主が3分の2以上の経済権を維持するため、300株とする。
- 譲渡対価は、従業員持株会の時価である配当金戻額（500円/株×300株＝150,000円）とする。

#### その他

- 支配株主の譲渡所得税は多額にならないことが多いため考慮外とする。

##### 支配株主の相続税評価額の増減

譲渡前 評価額：500,000円/株×1,000株＝500,000,000円①

譲渡後 評価額：500,000円/株×700株＝350,000,000円

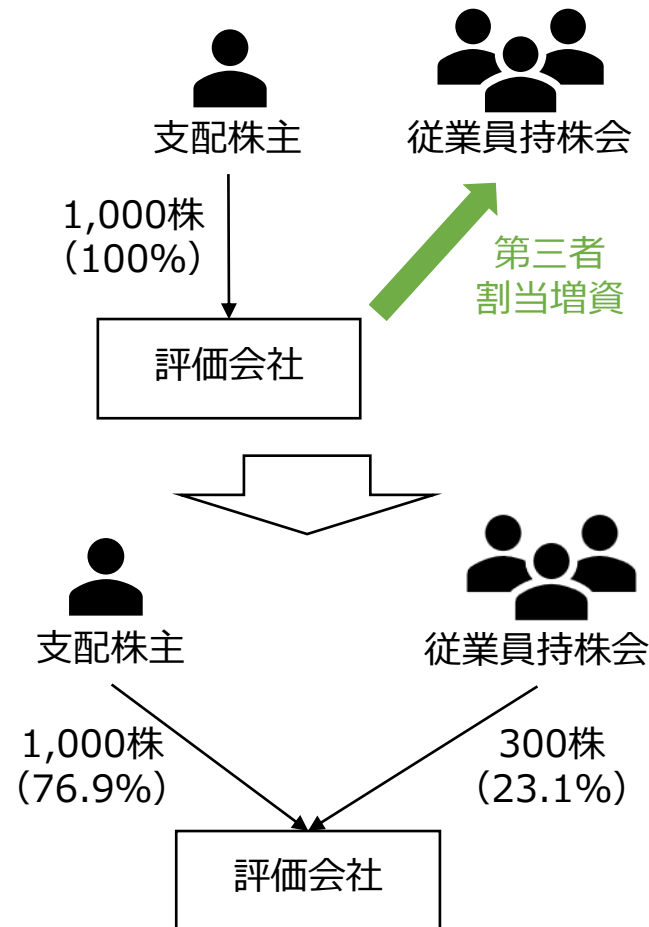
現金：500円/株×300株＝150,000円

売却益合計：350,150,000円②

支配株主の相続税評価額（総額）の減少額：①-②＝149,850,000円



# 参考：従業員持株会へ第三者割当増資を行う方法



## 前提

### 評価会社

- 発行済株式：1,000株（支配株主が100%保有）
- 相対的評価額：500,000円/株
- 配当還元率：50%/株

### 従業員持株会

- 民法上の組合方式
- 支配株主の親族は含まれず、株式取得後も少数株主に該当する。

### 第三者割当増資

- 従業員持株会に第三者割当増資により300株発行。
- 発行価格は、従業員持株会にとっての時価である配当還元率とする。

### 支配株主の相対的評価額の変化

発行前 自社株式：500,000円/株 × 1,000株 = 500,000,000円

発行後 自社株式：384,730円/株 × 1,000株 = 384,730,000円

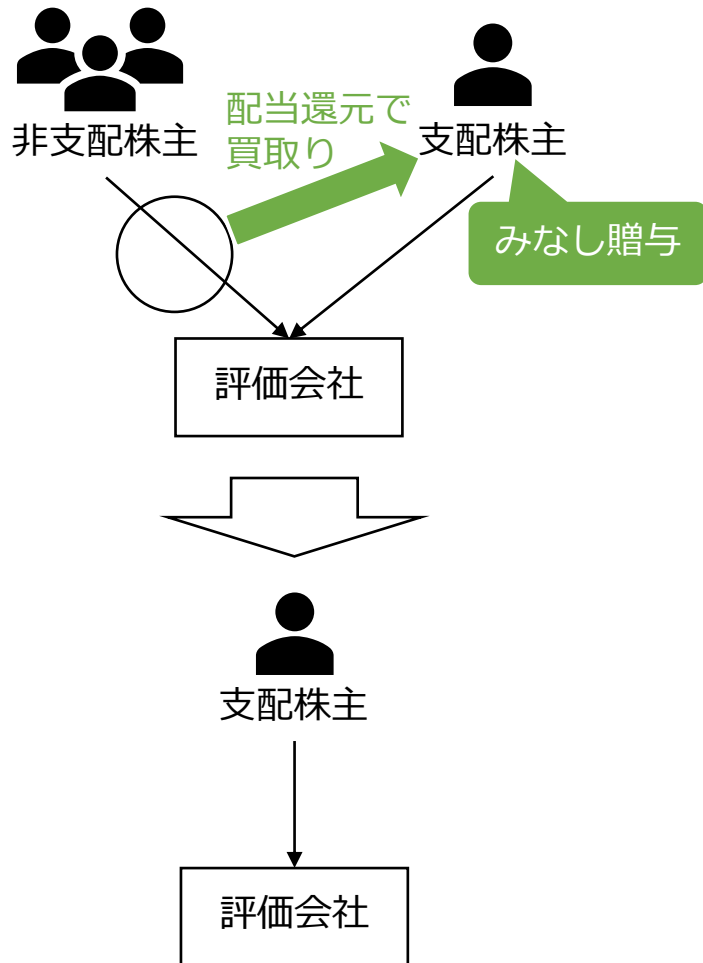
          = (500,000,000円 + 150,000円) / 1,300株 × 384,730円/株

支配株主の相対的評価額（総額）の減少額：①-② = 115,270,000円

→従業員持株会の発行額を同額とした場合、支配株主から売却する方法の方が第三者割当増資より相対的評価額の低下効果は高い。

# 売主個人→買主個人

## ケース3 非支配株主からの株式買取り（集約）



### 非支配株主からの株式買取りの二方式

- ・ 買取りを円滑に進めるために先代経営者が健在なうちに非支配株主の株式を譲渡しておきたい
- ・ M&Aによる株式譲渡を視野に非支配株主から支配株主に株式を譲渡しておきたい

### 税務上の考慮

- 売主：配当還元譲渡（所得額50%）→実税50%
- 買主：原則的評価額（評価減額）

### 実務上の留意点

配当還元譲渡で売却する場合、買主におけるみなし贈与の税額試算を行い、申告要否を検討する必要があります。

### みなし贈与譲渡の裁判例

- ・ A社の代表取締役である納税者が親族の株主から株式を譲り受けたことにつき、課税庁が税法71に基づき決定処分等をした事例（東京地判H19.1.31 TAINS-2257-10622）
- ・ 従業員持株制度において、会社代表者である納税者が譲渡制限付株式を譲渡したことにつき、課税庁が税法71に基づき決定処分等をした事例（仙台地判H3.11.12 TAINS-2187-6805）

## 2. 売主個人→買主法人

# 売主個人→買主法人

## 譲渡当事者の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	売主個人	買主法人
課税関係 低額譲渡の 税務リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 実際の対価を収入金額として譲渡所得課税</li> <li>□ 対価 &lt; <u>時価</u> × 1/2 みなし譲渡（所法59①二）</li> </ul> <p>なお、対価 ≥ <u>時価</u> × 1/2でも、同族会社への低額譲渡につき、みなし譲渡のリスクあり（所法157、所基通59-3）</p>	<p>対価 &lt; <u>時価</u> の場合 <u>時価</u> - 対価 = 受贈益（法法22②）</p>
時価	所基通59-6により算出した価額	法基通9-1-14により算出した価額
株主区分の 判定時期	譲渡直前（所基通59-6(1)）	<p>取得後 買主法人の時価は、取得後の議決権に基づき判定すべきとした裁判例あり（熊本地判H28.9.21TAINS:Z266-12903）</p>

# 売主個人→買主法人

## 税務上の時価

### 譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

		売主個人	
		支配株主※1	非支配株主※1
買主法人	支配株主※2	ケース5 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（法基通9-1-14）	ケース7 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（法基通9-1-14）
	非支配株主※2	ケース6 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（法基通9-1-14）	ケース8 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（法基通9-1-14）

※1：所基通59-6(1)より、**譲渡直前**の議決権に基づき判定する。

※2：**取得後**の議決権に基づき判定する（熊本地判H28.9.21TAINS:Z266-12903）。

# 売主個人→買主法人

## ケース5 銀行借入による持株会社スキーム



### 銀行借入による持株会社スキーム

1. 買主が買主法人を設立
2. 先代経営者から評価会社株式の買収資金を銀行借入で調達
3. 先代経営者から買主法人へ評価会社の株式譲渡
4. 買主法人は評価会社からの配当を借入金返済
5. 先代経営者の譲渡対価 (売預金) につき別荘増価税対策検討

### 税務上の特徴

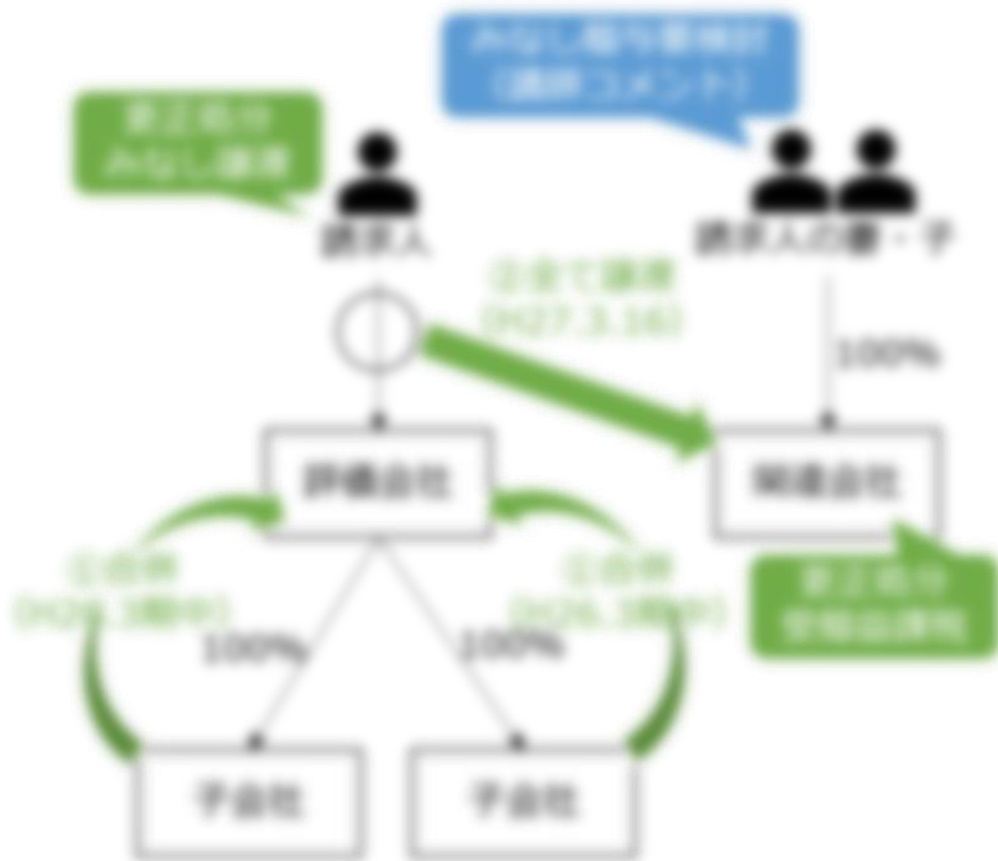
- 売主：原則的評価額 (所得課税9-6)
- 買主：原則的評価額 (法第9-1-14)
- いずれも同額になる。

### 実務上の留意点

- 特選によっては、先代経営者の譲渡所得税率 (20.315%) の負担が相当多数になるケースあり。
- スキーム実行後の銀行借入の返済が専ら借入の配当の支払い能力・事業計画が評価会社に求められる。

# 売主個人→買主法人

ケース5 国税不服審判所 R4.6.23 非公開裁決 TAINS:F0-1-1423 (売主に対するみなし譲渡)  
(同日に買主に対する受贈益に関する非公開裁決もあり)



## 概要

①評価会社が100%子会社2社を親会社(おそらくH26.3.30)  
②買主(譲渡前「中心的な関係株主」)が、親・子が株主の関連会社(譲渡後「中心的な関係株主」)に、買主が所有する評価会社株式の全てを譲渡(H27.3.16)

## 譲渡対価

- ・ 譲渡は下場
- ・ 譲渡対価> 買主主体のDCF法による価額
- ・ 譲渡対価< 親所有主体の原則的評価額(比準費率1・所益通99-6) × 1/2
- ・ 譲渡対価< 親所有の原則的評価額(子会社・所益通99-6) × 1/2

## 受贈条件

- ・ 親主において、原則的評価額(比準費率1・所益通99-6)でみなし譲渡課税
- ・ 買主において、原則的評価額(比準費率1・法益通9-1-14)で受贈益課税

## 親所有の判断

所益は親所有主体の原則的評価額(比準費率1・所益通99-6、法益通9-1-14)でなく、原則的評価額(子会社・所益通99-6、法益通9-1-14)によるべき(一部取崩し)。

## 譲渡コメント

買主である関連会社の支配株主(親・子)に対して株主増加分のみなし贈与(民法9、所益通9-24)の検討が必要。

# 売主個人→買主法人

ケース5 国税不服審判所 R4.6.23 非公開裁決 TAINS:F0-1-1423 (売主に対するみなし譲渡)  
(同日に買主に対する受贈益に関する非公開裁決もあり)

## DCF法に基づく評価額に関する審判所の判断

時価として不採用 (以下主な理由)

- ・ DCF法を単独で用いて算定された価額である点 (複数手法から検証されていない)。
- ・ DCF法自体、客観的な前提条件に基づいた株式評価が可能かどうかについて問題になるケースがあるとされている点。
- ・ 法人が、議決権の過半を取得して経営支配をすることとなる株式譲受けの場面にあつては、その取得する株式の価額は、純資産価額と完全に切り離しては考えられない点 (この点は、買主に対する受贈益に関する非公開裁決より引用)。



# 売主個人→買主法人

ケース5 国税不服審判所 R4.6.23 非公開裁決 TAINS:F0-1-1423 (売主に対するみなし譲渡)  
(同日に買主に対する受贈益に関する非公開裁決もあり)

## 税務署の時価

時価 = 類似業種比準価額 × 0.25 + 純資産価額 × 0.75 (比準要素1・所基通59-6、法基通9-1-14)

- 本件譲渡の前に100%子会社2社を吸収合併しており、本件法人の会社実態に変化がある。
- 比準3要素のうち1株当たりの1配当金額及び2年利益金額の2要素について適切な数値と認められなくなった。
- 所基通59-6及び比準要素数1の会社 (0.25方式) により算定すべき。

## 審判所の時価

時価 = **類似業種比準価額** × 0.5 + 純資産価額 × 0.5 (小会社・所基通59-6、法基通9-1-14)

- 本件各合併により、本件法人の会社実態に顕著な変化があったとまではいいえない (以下事実認定)。
  - ✓ 各社の合併直前期末の①従業員数、②純資産価額 (帳簿価額による金額)、③合併直前期末以前1年間の取引金額より、本件法人に比べ子会社2社の会社規模は明らかに小規模である。
  - ✓ 本件各合併の前後の本件法人の主たる業種目に変化はない。
  - ✓ 本件各合併の前後で本件法人の比準3要素の数値に顕著な変化はみられない。
- 所基通59-62より小会社方式 (0.5方式) により算定すべき。
- **類似業種比準価額は、比準3要素の計算上、合併前は被合併法人の配当・利益・純資産を合併して算出 (いわゆる合併方式) 。**

# 参考：合併後に課税時期がある場合の類似株価の適用可否

**【図表1】 合併後に課税時期がある場合の類似株価の適用可否**

**適用時期**

① 合併後に課税時期がある場合、合併前後（A社、B社、C社）の類似株価の適用可否は、課税時期の発生時期によって異なる。

② A、B、Cは、それぞれ課税時期が異なる。また、合併前後の類似株価の適用可否は、課税時期の発生時期によって異なる。

**【解説】 より厳格**

課税時期A及びBにおいては、合併前後においても会社の業態に变化がない場合以外は、類似株価比準方式の適用に制限があるものと認められ、同方式以外の適切な方法により株式を評価するのが相当です。

なお、適切と考えられる評価方法については、下表（参考）の通りです。

**【参考】 合併後に課税時期がある場合の類似株価の適用可否**

評価方法		課税時期		
		A	B	C
A社	合併前後の類似株価の適用可否	○	○	○
	合併後の類似株価の適用可否	○	○	○
B社	合併前後の類似株価の適用可否	○	○	○
	合併後の類似株価の適用可否	○	○	○
C社	合併前後の類似株価の適用可否	○	○	○
	合併後の類似株価の適用可否	○	○	○

出典：八重樫司編「令和5年版 株式・公社債評価の実務」（令和5年、大蔵財務協会）232頁-235頁

# 売主個人→買主法人

## ケース6 オーナーから取引先法人への株式譲渡



### オーナーから法人取引先への株式譲渡ニーズ

- 支配株主の相続税対策及び営業上の関係強化のため、支配権を維持しつつ株式を取引先に譲渡したい

### 税務上の特優

売主：原則的評価額（所基通59-6）

買主：配当戻元債額（法基通9-1-14）⇨実用上多い

### 譲渡対象

配当戻元債額

### 実務上の留意点

- 売主：みなし譲渡課税
- 買主：特優である配当戻元債額で取得しているため、受贈益課税は生じない

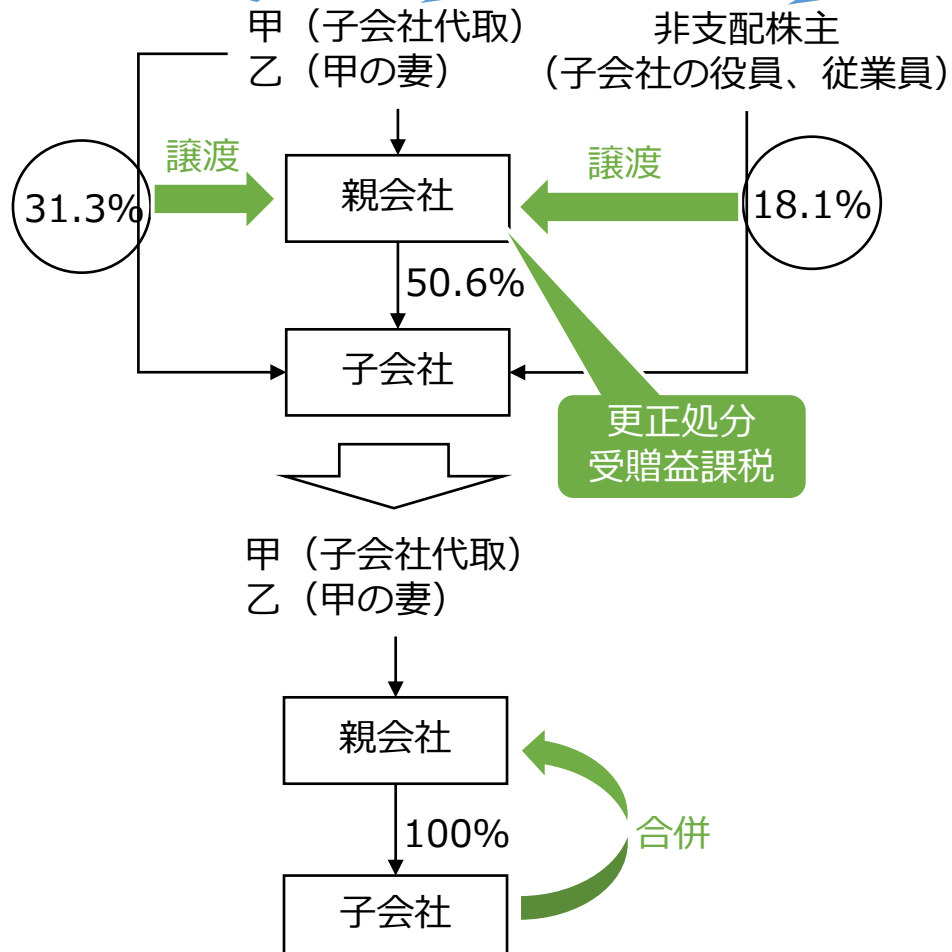
# 売主個人→買主法人

ケース5、7 熊本地判 H28.9.21 TAINS:Z266-12903

みなし譲渡が妥当  
(講師コメント)

みなし贈与要検討  
(講師コメント)

みなし譲渡なし  
(講師コメント)



## 要旨

- 子会社合併にあたり、事前に100%子会社化しておくことで、権利帰属が明確となり、合併比率の算定が容易となる。
- 本件でも子会社を合併するにあたり、事前に100%子会社化するため、親会社が子会社株式を買い集めた。
- 譲渡契約において、甲、乙、親会社は、子会社の「同族株主」かつ「中心的な同族株主」であった。

## 譲渡対価

50,000円/株 × 395株 = 19,750,000円

## 更正処分 (裁判所の判断も同様)

買主である親会社において、原則的評価額 (法第29-1-14) 182,463円/株と譲渡対価50,000円/株の差額について受贈益課税。  
受贈益: (182,463 - 50,000) × 395株 = 52,532,805円

## 講師コメント

- 売主 (甲・乙) に対しては、みなし譲渡課税が妥当と考える。
- 買主 (子会社の役員、従業員) に対しては、配当戻元債権がいくらか不明であるが、おそらくみなし譲渡課税なしと思われる。
- 親会社の支配株主 (甲・乙) へ株増加分のみなし贈与 (贈送分、法第29-24) のの検討が必要。

# 売主個人→買主法人

ケース5、7 熊本地判 H28.9.21 TAINS:Z266-12903

## 裁判所の判断より抜粋（下線は講師）

なお、原告は、法人税基本通達9-1-14を適用する上で、「中心的な同族株主」であるか否かは、従前から株式を保有している譲渡人（本件少数株主）について判定すべきであり、このことは、所得税法上のいわゆる「みなし譲渡」課税（所得税法59条1項）の基礎となる株式の「その時における価額」について定めた通達であり、法人税基本通達9-1-14と構成を同じとする所得税基本通達59-6において、財産評価基本通達188（1）の「中心的な同族株主」に該当するかどうかを譲渡人について行うことを明記していることから明らかであると主張する。

しかしながら、株式の譲受人に発生した受贈益の額を算定する場合、譲受人が当該株式の譲受けによりいかなる利益を得たかを基準とすべきであるから、「中心的な同族株主」に当たるか否かは「譲受人」について判断するのが相当である。所得税基本通達59-6は、株式の譲渡人において生じた譲渡益に課税する場面における取扱いを示したものであって、場面を異にするから、株式の譲受人である法人の受贈益を算定する場面に類推するのは失当であり、原告の主張は採用できない。

## 買主法人の時価算定上の株主区分の判定時期

すなわち、買主法人の時価算定上の株主区分は、取得後の買主の議決権に基づき判断するのが相当である旨が読み取れる。

# 参考：同族会社への低額譲渡によるみなし贈与（相法9、相基通9-2(4)）

## 相基通9-2 株式又は出資の価額が増加した場合

同族会社の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものであるものとして取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けずに会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

# 参考：同族会社への低額譲渡によるみなし贈与（相法9、相基通9-2(4)）の計算式

みなし贈与 = 譲渡後の評価額（以下参照） - 譲渡前の評価額

## ・ 譲渡後の純資産額比準価額

- ①株当たりの配当金額（B）⇒修正しない
- ②株当たりの利益金額（C）⇒修正しない
- ③株当たりの純資産価額（D）⇒直前期末の利益を修正する
  - ①取得株式の原則的評価額（法基通9-1-14）
  - ②譲渡対価
  - ③受贈益 = ① - ②
  - ④受贈益に対する法人税等相当額 = (③ - 繰入) × 37%
  - ⑤直前期末の利益に加算する金額 = ③ - ④

## ・ 譲渡後の純資産価額（修正部分のみ）

資産の部			負債の部		
科目	相対	修正	科目	相対	修正
取得株式	①原則的評価額 (評価基準)	②原則的評価額 (法基通9-1-14)	繰入金	③譲渡対価	③譲渡対価
			受贈益に係る法人 税等	(③ - ③ - 繰入) × 37%	(③ - ③ - 繰入) × 37%

参考：東京地判H26.10.29 TAINS:Z264-12556

### 3. 売主法人→買主個人



# 売主法人→買主個人

## 譲渡当事者の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	売主法人	買主個人
課税関係 低額譲渡の 税務リスク	時価譲渡として譲渡損益を計算し、買主との関係により、 <b>時価</b> - 対価 = 寄付金（法法37⑧）又は役員賞与（法法34）	売主との関係により、 <b>時価</b> - 対価 = 一時所得（所法34）又は給与所得（所法28）
時価	法基通4-1-6（法基通9-1-14と同じ）により算定した価額	株主区分の判定時期は取得後（評価通達のまま）としたうえで、所基通59-6を準用した価額（同手法により個人が取得した非上場株式の時価を算定した事例として東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419）
株主区分の 判定時期	以下2説あり（詳細次頁） A説）売主法人の <b>譲渡後</b> の議決権ベースで判定する説 B説）売主法人の <b>譲渡直前</b> の議決権ベースで判定する説（講師私見）	取得後（東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419）

# 売主法人→買主個人

## 売主法人の株価評価上の株主区分の判定時期

### A説) 売主法人の譲渡後の議決権ベースで判定する説

法基通4-1-6及び法基通9-1-14は、所基通59-6のように売主の譲渡直前の議決権ベースで判定する旨の規定がないため、評価基準に基づき売主法人の譲渡後の議決権ベースで判定するという考え方

類似の事例

- ・ 国税庁答申「譲渡した株式の評価額について」(2008.10. 27) 27頁
- ・ 国税庁「法人の譲渡による株式の評価額について」(2008. 7. 21) 27頁-28頁

### B説) 売主法人の譲渡直前の議決権ベースで判定する説 (講師私見)

所得税における譲渡所得課税の趣旨(資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する)は、同じく所得に対して課税する法人税にも当てはまるため、所基通59-6と同じく売主の譲渡直前の議決権ベースで判定するという考え方

類似の事例

- ・ 国税庁「譲渡した株式の評価額について」(2008.10. 27) 27頁
- ・ 国税庁「法人の譲渡による株式の評価額について」(2008. 7. 21) 27頁-28頁
- ・ 国税庁「譲渡した株式の評価額について」(2008. 7. 21) 27頁-28頁

# 売主法人→買主個人

## 税務上の時価

### 譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

		売主法人	
		支配株主※1	非支配株主※1
買主個人	支配株主※2	ケース9 売主：原則的評価額（法基通4-1-16） 買主：原則的評価額（所基通59-6）	ケース11 売主：配当還元価額（法基通4-1-16） 買主：原則的評価額（所基通59-6）
	非支配株主※2	ケース10 売主：原則的評価額（法基通4-1-16） 買主：配当還元価額（所基通59-6）	ケース12 売主：配当還元価額（法基通4-1-16） 買主：配当還元価額（所基通59-6）

※1：譲渡直前の議決権に基づき判定する（B説）。

※2：取得後の議決権に基づき判定する（東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419）。

# 売主法人→買主個人

ケース9 国税不服審判所 H11.2.8 公表裁決 TAINS:J57-3-23



## 概要

- G社代表取締役)の経営責任をより明確にするためにG社株式会社から)に対してG社株式3,000株が譲渡された。
- 譲渡後の持株割合  
売主 (G社株式会社) : 42.5%→評価基準上の「関係株主」  
買主 (G社代表取締役) : 40%→評価基準上の「関係株主」

## 譲渡対価

買値500円/株×3,000株=1,500,000円

## 譲渡条件 (譲渡時の利益も同様)

売主であるG社株式会社において、原則的評価額 (法第9-1-15 (民法第9-1-14)) 10,000円/株と譲渡対価500円/株の差額につき、買付金課税。

## 譲渡コメント

買主(G社代表取締役)に対する譲渡の報酬は不明であるが、買主の持株 (おそらく売主の持株と同水準) と比較しても買値500円では低額譲渡であるため、一時所得課税が妥当であると考える。

# 売主法人→買主個人

## ケース10 親会社が子会社の役員や従業員へ子会社株式の一部譲渡



### 概要

親会社の子会社の役員や従業員（親会社の支配株主とは親族関係なし）に対して子会社株式の一部譲渡する場面

### 税務上の時価

売主：原則的時価額（法第4-1-6（法第9-1-14と同一））

買主：配当戻元債権（所第59-6）

### 譲渡対価

配当戻元債権

### 買主上の留意点

- 売主：買付金課税
- 買主：時価である配当戻元債権で取得しているため、一時所得課税は生じない。

# 売主法人→買主個人

ケース11 国税不服審判所 H15.11.20 公表裁決 TAINS:J66-2-12



## 経緯

- F社（非支配株主）が、E社代表取締役（支配株主）にE社株式3%（2,400株）を譲渡した。
- E社株式の配当還元価額：500円/株
- E社の評価方法による評価方式：株式保有特定会社

## 譲渡対価

売主法人F社の時価である額面500円/株（配当還元価額と同額）  
額面500円/株×2,400株＝1,200,000円

## 更正処分（審判所の判断も同様）

買主である買主個人において、純資産価額14,593円/株（課税次  
書）と譲渡対価500円/株の差額につき一時所得課税。

## 課税コメント

売主F社に対する課税の有無は不明であるが、売主F社の時価は配当還元価額であり、時価譲渡のため、売主F社に寄付金課税はなしと考える。

# 売主法人→買主個人

ケース11 国税不服審判所 H15.11.20 TAINS:J66-2-12

## 買主個人（支配株主）の評価額（純資産価額14,593円/株）について

- 評価通達に基づき、直前期末から資産負債の著しい変動がないため、直前期末基準で評価されている。
- 評価差額に対する法人税等相当額の控除は行われていない。
- 土地、投資有価証券のうち上場株式について評価通達によらず時価評価されているか否かは不明。
- 株式保有特定会社の評価方法として評価通達で選択可能な「S1+S2」方式による評価額を算出したうえで、純資産価額と比較することは行われていない。

## 譲渡私用

- 本事例は所基通一部改正（H12.12.22）で所基通59-6が新設される前の売買（H12.7.4）であることから、**同時点で同様の取引が行われた場合には、株主区分の判定は取得後の議決権に基づき、他は所基通59-6を準用した価額が時価と認められると考える。**
- 根拠として、自己株式を低額取得した取締役に対する給与課税の場面では、株主区分の判定は取得後の議決権に基づき、他は所基通59-6を準用した価額が株式の時価とされた裁判例（東京地判 R4.2.14 TAINS:Z888-2419）が挙げられる。

## 4. 売主法人→買主法人



# 売主法人→買主法人

譲渡当事者の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	売主法人	買主法人
課税関係 価額譲渡の 税務リスク	時価譲渡として譲渡損益を計算し、 <b>時価 - 対価 = 寄付金</b> （法法37条） ※完全支配関係の場合、グループ法人制 の適用あり	<b>時価 - 対価 = 受贈益</b> （法法222） ※完全支配関係の場合、グループ法人税 制の適用あり
時価	法基通4-1-6（法基通9-1-14と同じ）に より算定した価額	法基通9-1-14により算定した価額
株主区分の 判定時期	以下2説あり A説）売主法人の譲渡後の議決権ベース で判定する説 B説）売主法人の譲渡直前の議決権ベース で判定する説（講師私見）	取得後 買主法人の時価は、取得後の議決権に基 づき判定すべきとした裁判例あり（税本 地判9(28.9.21)TAJNS:Z266-12903）

# 売主法人→買主法人

## 税務上の時価

### 譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

		売主法人	
		支配株主※1	非支配株主※1
買主法人	支配株主※2	ケース13 売主：原則的評価額（法基通4-1-16） 買主：原則的評価額（法基通9-1-14）	ケース15 売主：配当還元価額（法基通4-1-16） 買主：原則的評価額（法基通9-1-14）
	非支配株主※2	ケース14 売主：原則的評価額（法基通4-1-16） 買主：配当還元価額（法基通9-1-14）	ケース16 売主：配当還元価額（法基通4-1-16） 買主：配当還元価額（法基通9-1-14）

※1：譲渡直前の議決権に基づき判定する（B説）。

※2：取得後の議決権に基づき判定する（熊本地判H28.9.21TAINS:Z266-12903）。

# 売主法人→買主法人

ケース13 国税不服審判所 H22.9.1 TAINS:F0-2-401、F0-2-400



## 概要

- 売主法人が買主法人へ子会社株式の全てを譲渡した。
- 売主法人と買主法人は資本関係あり（売主は買主の管理株主）。
- 子会社株式は売主法人がM&Aにより親オーナーから取得したものであった。

## 譲渡対価

売主法人における子会社株式の取得対価額（取得価額）から保有期間中の受取配当金による戻り額を控除した価額

譲渡対価（特価の考え方は審判所も同様であるが、税務署の特価受渡額の設定に一部誤りがあり、審判所が修正を加えた結果、譲渡対価一部取戻し）

- 売主法人において、原則的評価額（法第9-1-14）と譲渡対価の差額につき、課税金課税。
- 買主法人において、原則的評価額（法第9-1-14）と譲渡対価の差額につき、受取益課税。

# 売主法人→買主法人

## ケース14 親会社が取引先法人に子会社株式を譲渡



**親会社が取引先の子会社株式を譲渡するニーズ**  
営業上の関係強化のため、子会社の支配権を維持しつつ子会社株式を取引先に譲渡したい。

### 税務上の特徴

売主：原則的評価額（法第29-1-14）

買主：配当戻元額（法第29-1-14）⇒実用上多い

### 実務上の留意点

- 買主の特徴である配当戻元額で譲渡した場合、売主には売却金課税が生じる。
- 買主は、特徴である配当戻元額で取得しているため、受贈益課税は生じないと考える。

# 売主法人→買主法人

ケース15 東京地判H27.3.27 TAINS:Z265-12643



## 譲渡

- P1社引当13社 (非支配株主) からP2 (支配株主) へP4出向持分をすべて譲渡
- P4社の配当金元額額500円/株
- P4社の評価基準による評価方式: 株式保有特定会社

## 譲渡対価

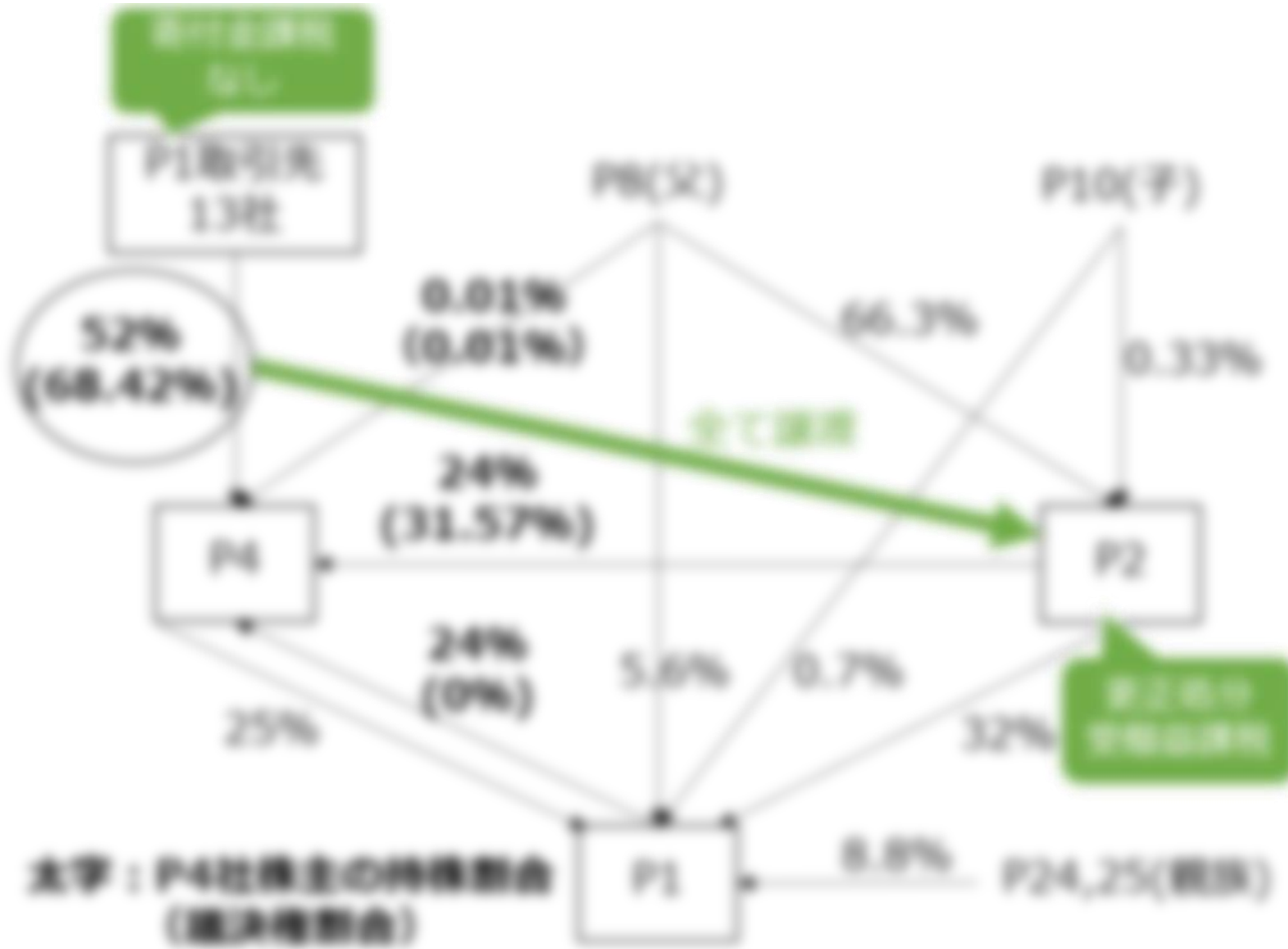
配当金元額額の10倍である5,000円/口  
 $5,000円/1口 \times 52,000口 = 260,000,000円$

## 買主対価 (譲渡対価の利益も同様)

- 買主法人P2において、譲渡対価額 (法第99-1-14)  $81,177円/口$ と譲渡対価5,000円/口の差額に基づき受取利益課税。  
 $(81,177 - 5,000) \times 52,000口 = 39億6,120万4,000円$
- 売主P1社引当13社は、特権である配当金元額額を超える額での譲渡のため、寄付金課税なし。

# 売主法人→買主法人

ケース15 東京地判 H27.3.27 TAINS:Z265-12643



## 裁判所の判断より抜粋（下線は講師）

原告らは、本件13社出資持分譲渡について、本件13社に特別金課税がされていないことから、同譲渡において原告P2は経済的利益を受けていないと主張する。

しかし、本件13社出資持分譲渡に伴う本件13社に対する特別金の認定課税と原告P2に対する受贈益の認定課税は、納税義務者やその認定の主体が異なるから、本件13社に特別金課税がされていないことをもって、原告P2が受贈益を受けていないことにはならない。

原告らの上記主張は、採用することができない。

## 5. 自己株式の取得

# 自己株式の取得

## 個人株主の場合の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	株主個人	株主法人（発行法人）	発行株主（個人の支配株主）
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対価<math>\geq</math>時価<math>\times 1/2</math> <ul style="list-style-type: none"> <li>対価<math>\geq</math>資本金等<math>\rightarrow</math>みなし配当（税法25（5））</li> <li>対価<math>\geq</math>みなし配当<math>\rightarrow</math>取得費<math>\rightarrow</math>譲渡所得（税法37の10（3）（5））</li> </ul> </li> <li>譲渡損失の場合、配当所得の利益通算不可（税法37の10（1））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 資本取引                     <ul style="list-style-type: none"> <li>取得資本金等<math>\rightarrow</math>資本金等の額から減額（法令9（1）（2））</li> <li>対価<math>\geq</math>取得資本金等<math>\rightarrow</math>利益剰余金額から減額（法令9（1）（4））</li> </ul> </li> <li>② 利益取引                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自己株式取得に係る付随費用は損金算入（H16税制改正により自己株式が有価証券から除外されたため）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時価<math>&gt;</math>対価の場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>自己株式取得後の時価<math>\rightarrow</math>自己株式取得時の時価<math>\rightarrow</math>みなし配当（税法9、税基通9-24）</li> </ul> </li> </ul>
税務上の時価	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対価<math>&lt;</math>時価<math>\times 1/2</math> <ul style="list-style-type: none"> <li>対価<math>\geq</math>資本金等<math>\rightarrow</math>みなし配当</li> <li>時価<math>\geq</math>みなし配当<math>\rightarrow</math>取得費<math>\rightarrow</math>譲渡所得（税法37の10・37の11（1）-（2））</li> </ul> </li> <li>※対価<math>\geq</math>時価<math>\times 1/2</math>以上でも、発行会社への税務上の時価につきみなし譲渡所得ロスあり（税法157、税基通9-3）</li> </ul>		
時価	税基通9-6により算出した時価	---	発行時の時価額（時価通9）
株主区分の算定期間	譲渡直前（税基通9-6（1））	---	取得時（時価通9）



# 自己株式の取得

## 自己株式の取得に関するその他実務上の留意点

### 相続の特例の適用範囲に要注意

相続開始日の翌日から相続税申告期限の翌日以後3年経過する日までの間の自己株式の取得の場合

① みなし配当課税はなく、譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例あり（税法9の7）  
特例を受けるには所定の届出書を譲渡日までに発行会社に提出し、発行会社は譲渡日の翌年1月31日までに所轄税務署に提出しなければならない。

② 譲渡所得計算上、譲渡した非上場株式に係る相続税を取得費に加算する特例あり（税法39）

参考：国税庁HP「No.1477 相続により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1477.htm>)

### 会社法上の手続き違反及び財源規制（分配可能額の範囲内）違反に要注意

- 手続違反の場合、自己株式の取得の効果は原則無効と解されている。
- 財源規制違反の場合、大多数の学説では無効と解されている。

参考：木下尚江「債権（第2巻）会社法上の債権」の範囲内まで非上場株式に自己株式取得の制限」（2020年、東京大）114頁～117頁、124頁～126頁

# 自己株式の取得

## 税務上の時価

### 譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

	売主個人	
	支配株主※1	非支配株主※1
買主 発行法人	ケース17 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：—	ケース18 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：—

※1：所基通59-6(1)より、**譲渡直前**の議決権に基づき判定する。

# 自己株式の取得

ケース17 支配株主からの自己株式の取得及び支配株主への自己株式の処分  
 (東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419 (控訴棄却))



# 自己株式の取得

## ケース17 支配株主からの自己株式の取得及び支配株主への自己株式の処分 (東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419 (控訴棄却))

**事件番号1, 2の経緯**

ア 原告長男は、原告会社への入社以降、総務経理部門及び工務部門での経験を積み、事件番号1及び2の当時、原告会社の取締役専任執行役員として営業部門をけん引するなどし、次第に経営者候補として成長していたが、その当時、原告会社の取締役の中で、原告長男のみが原告会社の株式を有していなかった。そこで、原告父は、自らの有する当該株式を原告長男に移させることで、経営意識を向上させて原告長男の要なる成長を促そうと考えた。

イ 原告父から上記アの点について相談を受けた事件代理人1は、原告父と原告長男との間に原告会社を合併すれば、両当事者として整理されることになるから、原告父及び原告長男においても、みなし配当の金額に対する課税以外の課税関係は生じないものと考えた。

ウ 原告父は、事件代理人1から、原告会社が1株当たり15000円でその株式を取得した上で、原告長男に対して同額で当該株式を処分するように依頼されたことから、当該依頼に従って、事件番号1及び2をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

なお、この1株当たり15000円という金額は、事件代理人1が単に原告会社の株式の額面（1株当たり5000円）に3を乗じて計算したものであった。

**事件番号3の経緯**

ア 原告父は、訴外元取締役が原告の事情により原告会社の取締役を辞任することになったため、原告の功利的に働いている状態で、訴外元取締役の有する原告会社の株式1万1460株を現金化する訴外取引をすることとした。

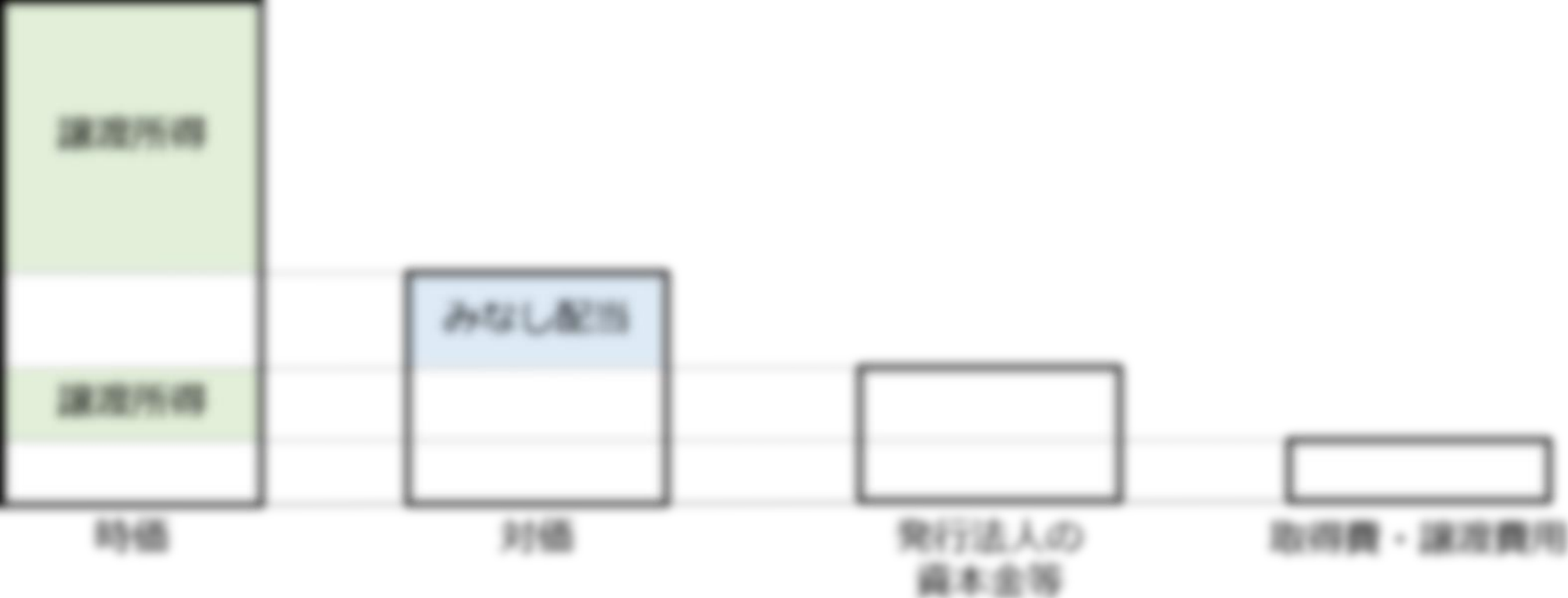
イ 原告父は、従業員の内閣意識の向上を図るべく、原告会社が訴外取引により取得した原告会社の株式1万1460株を用いて、従業員持株制度を採用することを考えていたが、この点について相談した事件代理人1から、当該株式の取得等の経費があまり多くなることを指摘されたため、これを断念した上で、それを取得する動機を有し、その相手方としても選んでいる原告長男に対して事件番号3をすることとし、原告長男も、それに従うこととした。

# 自己株式の取得

ケース17 支配株主からの自己株式の取得及び支配株主への自己株式の処分  
(東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419 (控訴棄却))

## 取引1における売主個人(父)の課税関係

「時価の1/2 > 対価」の場合に該当するため、下図のような課税関係となる。



# 自己株式の取得

ケース17 支配株主からの自己株式の取得及び支配株主への自己株式の処分  
(東京地判R4.2.14 TAINS:Z888-2419 (控訴棄却))

## 取引1における売主個人(父)の課税関係

「時価の1/2>対価」の場合に該当するため以下のような課税関係となる。

### みなし配当の計算

①対価7,500,000円 = 1,500円/株 × 5,000株

②資本金等の額2,522,244円 = (資本金等の額43,382,604円/発行済株数86,000株) × 5,000株

③みなし配当4,977,756円 = ① - ②

### 譲渡所得(みなし譲渡)の計算

①収入金額82,907,244円 = 時価17,577円/株 × 5,000株 - みなし配当4,977,756円

②取得費4,145,363円 = ① × 5% (本件では概算取得費採用、端数切り上げ)

③譲渡費用0円

④譲渡所得78,761,881円 = ① - ② - ③

# 自己株式の取得

ケース17 支配株主からの自己株式の取得及び支配株主への自己株式の処分  
(東京地判 R4.2.14 TAINS:Z888-2419) (控訴棄却)

## 取引2、3における株式取得者個人(長男)の課税関係

取引2: 給与88,135,000円 = (時価19,127円/株(所基通59-6) - 対価1,500円/株) × 5,000株

取引3: 給与200,378,100円 = (時価18,985円/株(所基通59-6) - 対価1,500円/株) × 11,460株

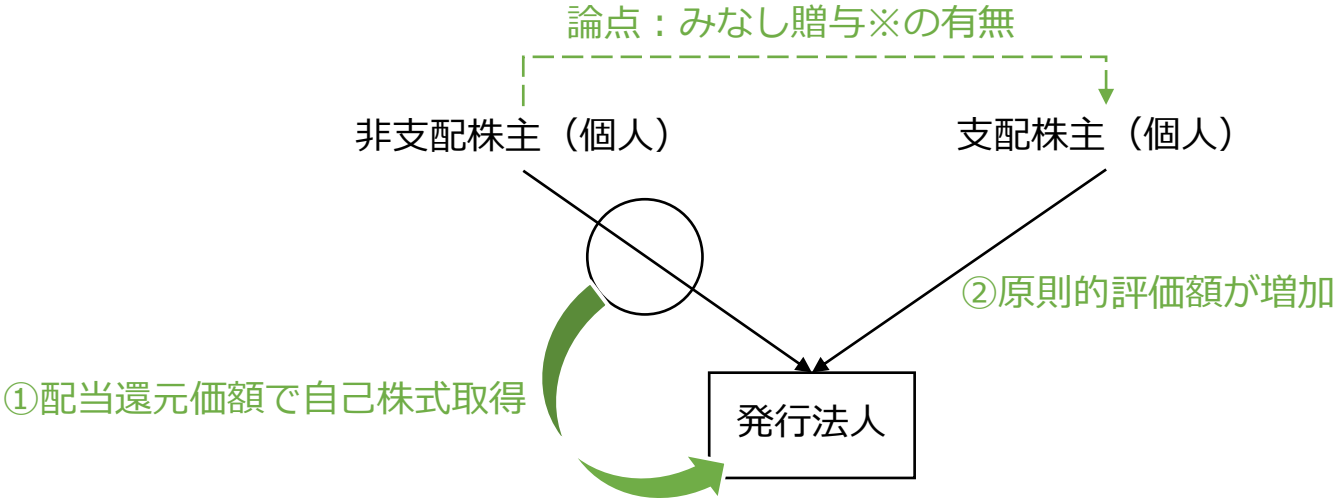
## 株式取得者個人(長男)の時価算定方法(裁判所・税務署)

株主区分の判定時期は取得後(評価基準のまま)としたうえで、他は所基通59-6を準用した価額

なお、基本通達59-6の規定の適用が問題になる本件取引1の場合では、発行会社(原告会社)の株式を譲渡した譲渡人(原告父)に対する課税が問題になるのに対し、基本通達36-36の規定の適用が問題になる本件取引2及び3の場合では、当該株式を取得した譲受人(原告長男)に対する課税が問題になることから、前者の場合では、前者の場合で問題になる評価基準18-18の規定の適用(評価基準18-18の規定における「取得した株式」などの文言を「有する株式」などの文言に読み替えること)を要する必要はないものと解される。

# 自己株式の取得

## ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無



**論点：みなし贈与（税法9、税基通9-24）の有無**

① 非支配株主の特権である配当還元価額で譲渡しているため、税基通9-26「会社に対し特権より著しく低い価額の対価で対価の譲渡をした場合」に該当せず、みなし贈与は無しとする考え方  
参考：税務上の争点「自己株式の取得」に関する争点（1）自己株式の取得（2014年）117頁～124頁  
 参考：税務上の争点「自己株式の取得」に関する争点（2）自己株式の取得（2014年）125頁～132頁

② 支配株主へ配当還元価額で譲渡した場合のみなし贈与（税法9）との整合性、及び、支配株主が比較的自由に買取価額を決定できる点なども考慮して、みなし贈与の可能性ありとする考え方（譲渡私見）  
参考：税務上の争点「自己株式の取得」に関する争点（3）自己株式の取得（2014年）133頁～140頁  
 参考：税務上の争点「自己株式の取得」に関する争点（4）自己株式の取得（2014年）141頁～148頁  
 参考：税務上の争点「自己株式の取得」に関する争点（5）自己株式の取得（2014年）149頁～156頁



# 自己株式の取得

## ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無

### 税基通9-2 株式又は出資の価額が増加した場合

同族会社の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けずに会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

# 自己株式の取得

## ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無

このような自己株式の法的地位等から、発行会社へ株式を譲渡した株主からすれば真度の譲渡であるが、発行会社からすれば、自己株式の取得は資本等取引である。また、経済的な効果において、会社の純資産が減少させ、株主資本の減少を生ずることから有償減資に類似している。このことから、個人株主から時価より低い金額若しくは無償で発行会社へ自己株式を譲渡すれば、時価と譲渡価額の差額分の経済的利益が、譲渡した株主以外の株主へ移転することとなる。そして、発行会社へ株式を譲渡した株主と譲渡した株主以外の株主を含む関係する者の間の事情に照らし、一方当事者が経済的利益を失うことにより、他方当事者が何らの対価を支払わずに、当該経済的利益を享受したといえる場合には、相続税法9条の適用があろう。また、自己株式の取得に当たり、合理的な理由もなく時価より低い価額の対価等で発行会社が取得できるのは、株主間で利害関係が少ない同族会社を介した取引になるのではないかと考える。

出典：古谷典二著「相続税法第9条の「みなし贈与」について－資本取引等を巡る課税関係を中心として－」201頁（平成28年、税大論叢）

# 自己株式の取得

## ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無

これは、同族会社に対し財産の無償提供等があった場合には、それだけ会社の含み資産は増加し、その会社の株式の価値が値上がりし、その会社の株主が利益を受けることになるからである。自己株式の無償等取得の場合も、持分割合の変動により株主の所有株式の一株当たり純資産は増加することから、相続税法9条の「利益を受けた場合」に該当するものと考えられる。

このように、同族会社の個人株主については、個人株主に帰属するその会社の純資産の増加にも所得税力を見出し、これに贈与税を課税することとされている。同族会社に関してこのような取扱いを定めているのは、利益を与える者から利益を受ける株主への利益の授受の認定について、相続税法64条の同族会社の行為計算否認規定を前提としているからであると解されている。これは、個人への間接的な贈与の意図や合意をどのように立証するかという点について、個人の内心まで立証することは極めて困難であることから行為計算否認規定を前提にしているということであろう。

出典：清水秀徳著「自己株式の無償・無償取得に係る法人税の課税関係」373頁（平成22年、税大論叢）

# 自己株式の取得

## ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無

○ 同族会社に対して財産の無償提供等があった場合における相続税法第9条の適用について定めた相続税法基本通達9-2《株式又は出資の価額が増加した場合》の取扱いは、相続税法第64条《同族会社等の行為又は計算の否認等》の規定を前提にしていると考えられており(173)、**仮に同条を適用すれば、財産の受益人を会社ではなく株主であると認定することが考えられる**ため、会社財産の増加を最もよく株式価額に反映できる評価方式を採用する必要があること。

(173) 加藤千博編『相続税法基本通達逐条解説(平成22年版)』171-172頁(大蔵財務協会、2010)。

出典：宮脇義男著『相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察』345頁(平成22年、税大論叢)

なお、このような財産の無償提供などの事由により、会社の純資産の価額が増加し、株式又は出資の価額が増加するのは、何も同族会社に限られたことではないが、その利益を受けた者は、法第9条で「利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす」と規定されている。したがって、その利益を受けさせることについての積極的な行為を判定することが必要であることから同族会社の場合に限定しているものであろう。すなわち、同族会社の場合に限ってこのみなし贈与の取扱いをすることとしているのは、同族会社の行為計算を否認することができるものとする法第64条の規定を前提にしているものであるということができる。

出典：加藤千博編『相続税法基本通達逐条解説(平成22年版)』171-172頁(大蔵財務協会、2010)

# 自己株式の取得

ケース18 非支配株主からの自己株式の取得とみなし贈与の有無  
 みなし贈与（相法9）の計算例



**前提**

- 発行済株式数 20,000株  
 (支配株主 : 19,000株、非支配株主 : 1,000株)
- 優先的評価額 : 5,000円/株
- 配当金/株数 : 500円/株
- 非支配株主から1,000株全て配当金で自己株式取得

**みなし贈与（相法9）の計算**

- ① 自己株式取得後の優先的評価額 :  
 $(5,000円/株 \times 20,000株 - 500円/株 \times 1,000株) / (20,000株 - 1,000株)$   
 $= 5,236.84円/株$
- ② 自己株式取得前の優先的評価額 : 5,000円/株
- ③ みなし贈与（相法9） :  $(① - ②) \times 19,000株 = 4,449,960円$

**参考**

非支配株主から1,000株全て配当金で支配株主に譲渡した場合  
 みなし贈与（相法7） :  $(5,000円/株 - 500円/株) \times 1,000株 = 4,500,000円$

# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

【1. 事案】  
 遺言者Aは、2010年1月1日付で株式会社Bを設立し、2010年1月1日付けで発行されたB社株式のうち、Aが100株を所有し、残り99株はB社に譲渡された。AはB社の代表取締役社長として、B社の業務全般を執行し、また、AはB社の取締役として、B社の業務全般を執行し、B社の業務全般を執行する権限を有している。Aは2010年10月1日付けでB社の代表取締役社長を辞任し、B社の業務全般を執行する権限を有していない。Aは2010年10月1日付けでB社の代表取締役社長を辞任し、B社の業務全般を執行する権限を有していない。Aは2010年10月1日付けでB社の代表取締役社長を辞任し、B社の業務全般を執行する権限を有していない。Aは2010年10月1日付けでB社の代表取締役社長を辞任し、B社の業務全般を執行する権限を有していない。

2011年1月1日 株式会社Bの代表取締役社長に就任したB社取締役Cの報告書  
 2011年2月1日 株式会社Bの代表取締役社長に就任したB社取締役Dの報告書  
 2011年3月1日 株式会社Bの代表取締役社長に就任したB社取締役Eの報告書  
 2011年4月1日 株式会社Bの代表取締役社長に就任したB社取締役Fの報告書



**A社の株価**  
 配当還元価値：250円/株  
 原則的評価額（評価基準）：1,000円/株（= 750 × 0.5 + 1,250 × 0.5）  
 原則的評価額（所基適59-6）：1,125円/株（= 750 × 0.5 + 1,500 × 0.5）

# メモ


# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

（ケース1）

甲が無償で株式を取得する場合の課税関係

乙の課税関係

特になし

甲の課税関係

贈与により取得したA社株式評価額： $1,000\text{円/株} \times 25,000\text{株} = 25,000,000\text{円}$

贈与税額： $(25,000,000\text{円} - 1,100,000\text{円}) \times 50\% - 2,500,000\text{円} = 9,450,000\text{円}$

（ケース2）

甲が取得価額と同額の500円/株で株式を取得する場合の課税関係

乙の課税関係

譲渡所得：収入金額（ $500\text{円/株} \times 25,000\text{株}$ ） - 取得費（ $500\text{円/株} \times 25,000\text{株}$ ） = ゼロ

甲の課税関係

みなし贈与（相法7）： $(1,000\text{円/株} - 500\text{円/株}) \times 25,000\text{株} = 12,500,000\text{円}$

贈与税額： $(12,500,000\text{円} - 1,100,000\text{円}) \times 45\% - 1,750,000\text{円} = 3,380,000\text{円}$



# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

（ケース3）

A社が親族で株式を取得する場合の課税関係

乙の課税関係

みなし配当：対価（ゼロ）＜取得金額（500円/株）のため、みなし配当無し

みなし譲渡：収入金額（1,125円/株×25,000株）－取得費（500円/株×25,000株）＝15,625,000円

譲渡所得税＝住民税：15,625,000円×20.315%＝3,174,218円

A社

自己株式の取得取得による受贈益は生じない

甲の課税関係

自己株式取得後のA社株式評価額：（1,000円/株×40,000株）／（40,000株－25,000株）＝2,666円/株

自己株式取得前のA社株式評価額：

A股）配当金付権利250円/株

B股）原則的評価額1,000円/株

みなし贈与（贈与）：

A股）（2,666円/株－250円/株）×15,000株＝36,240,000円

B股）（2,666円/株－1,000円/株）×15,000株＝24,990,000円

贈与税：

A股）（36,240,000円－1,100,000円）×55%－4,000,000円＝15,327,000円

B股）（24,990,000円－1,100,000円）×50%－2,500,000円＝9,445,000円

# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

（サ～ス4）

A社が取得価額と同額の500円で株式を取得する場合の課税関係

## 乙の課税関係

みなし配当：対価（500円/株）＝取得金額の額（500円/株）のため、みなし配当無し

みなし譲渡：収入金額（1,125円/株×25,000株）－取得費（500円/株×25,000株）＝15,625,000円

譲渡所得税・住民税：15,625,000円×20.315%＝3,174,218円

## A社

自己株式の取得取得による受贈益は生じない

## 甲の課税関係

自己株式取得後のA社株式評価額：（1,000円/株×40,000株－500円/株×25,000株）/（40,000株－25,000株）＝1,833円/株

自己株式取得前のA社株式評価額：

A股）配当金付権利250円/株

B股）原則的評価額1,000円/株

みなし贈与（贈与）：

A股）（1,833円/株－250円/株）×15,000株＝23,745,000円

B股）（1,833円/株－1,000円/株）×15,000株＝12,495,000円

贈与税：

A股）（23,745,000円－1,100,000円）×50%－2,500,000円＝9,822,500円

B股）（12,495,000円－1,100,000円）×45%－1,750,000円＝3,377,750円

# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

## 各ケースにおけるキャッシュの増減

各ケース	甲	乙	A社
(ケース1)	▲9,450,000円	—	—
(ケース2)	▲12,500,000円 ▲3,380,000円	+12,500,000円	—
(ケース3)	A社) ▲15,327,000円 B社) ▲9,445,000円	▲3,174,218円	—
(ケース4)	A社) ▲8,822,500円 B社) ▲3,377,750円	+12,500,000円 ▲3,174,218円	▲12,500,000円

# ケーススタディ

検討事例（出典：TAINS「相続事例東京会010005」）

## A案)とB案)の検討

このように、同族会社の個人株主については、個人株主に帰属する**その会社の利益率の増加にも配当力を見出し、これに課税を課税することとされている。**同族会社に属してこのような取扱いを定めているのは、利益を享受する個人株主への利益の授受の認定について、相続税法64条の同族会社の行為計算否認規定を前提としているからであると考えられている。これは、個人への間接的な増与の事実や自費をどのように立証するかという点について、個人の内心まで立証することは極めて困難であることから行為計算否認規定を前提にしているということであろう。

出典：清水秀徳著「自己株式の贈与・取得取得に係る法人税の課税関係」373頁（平成22年、税大論叢）

○同族会社に対して財産の無償提供等があった場合における相続税法第9条の適用について定めた相続税法基本通達9-2《株式又は出資の価額が増加した場合》の取扱いに、**相続税法第64条《同族会社等の行為又は計算の否認》の規定を前提にしていると考えられており(173)。****常に同業を課税すれば、財産の受益人も会社ではなく株主であると認定することが考えられる**ため、会社財産の増加を最もよく株式価値に反映できる評価方式を採用する必要があること。

(173) 加藤千博編「相続税法基本通達逐条解説（平成22年版）」171-172頁（大蔵財務協会、2010）。

出典：宮崎義典著「相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察」345頁（平成22年、税大論叢）

## 6. 所基通59-6、法基通9-1-14の留意点・疑問点

# 直近の通達一部改正、国税庁資産課税課情報を押さえる

所基通59-6の一部改正（R2.8.28）及び論点整理項目一覧

項目	概要
一部改正	「株主区分」及び「中心的な同族株主」の判定につき、譲渡者（個人）の譲渡直前の議決権ベースで判定することを明確化
論点整理1	類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）の取扱い
論点整理2	評価会社の子会社株式の評価方法
論点整理3	評価会社の子会社株式を評価する場合のその子会社が有する土地及び上場株式の評価方法

出典：国税庁HP「資産課税課情報 第22号（令和2年9月30日）」

# 所基通59-6の一部改正及び論点整理

## 論点整理1

類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）の取扱い

【類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）】  
譲渡者が「中心的な同族株主」の場合、所基通59-6（2）を準用して斟酌割合も小会社のもの（0.5）を用いるのか？それとも本来の会社規模の斟酌割合（大会社：0.7、中会社：0.6）を用いるのか？

$$\text{類似株主} \times 0.5 + \text{純資産株主} \times 0.5$$

【所基通59-6（2）】  
譲渡者が「中心的な同族株主」の場合、小会社として純資産価額方式又はL割合0.5の供用方式で評価する。

図：所基通59-6における類似株主の斟酌割合（非流動性ディスカウント）の論点（出典：講師作成）

# 所基通59-6の一部改正及び論点整理

## 論点整理1

類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）の取扱い

【類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）】  
譲渡者が「中心的な同族株主」の場合、所基通59-6(2)を準用して  
斟酌割合も小会社のもの(0.5)を用いるのか？それとも本来の会社規  
模の斟酌割合(大会社：0.7、中会社：0.6)を用いるのか？

修正後の算式

$$A \text{ 価} = X \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right) \times \text{A.Tax}$$

修正後、譲渡者が「中心的な同族株主」の場合、譲渡者の会社規模により、A.Taxの適用割合は、大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5となる。

出典：国税庁HP「財産評価基本通則の一部改正について」譲渡等のあらましについて（情報）（2019.4.26）



# 所基通59-6の一部改正及び論点整理

## 論点整理1

### 類似業種比準価額計算上の斟酌割合（非流動性ディスカウント）の取扱い

#### 従来の実務上の取扱い

- 譲渡者が「中心的な同族株主」の場合、所基通59-6（2）を準用して斟酌割合も小会社のもの（0.5）を用いる
- 例えば、H25.3.26非公開裁決（TAJNS：FO-1-497）で所基通59-6に基づく株価評価明細書が載っているが、そこではL割合0.5とするだけでなく、類似業種比準価額計算上の斟酌割合も小会社のもの（0.5）が用いられている。

#### 論点整理の回答

譲渡者が「中心的な同族株主」の場合でも、類似業種比準価額計算上の斟酌割合は本来の会社規模の斟酌割合（大会社：0.7、中会社：0.6）を用いる。

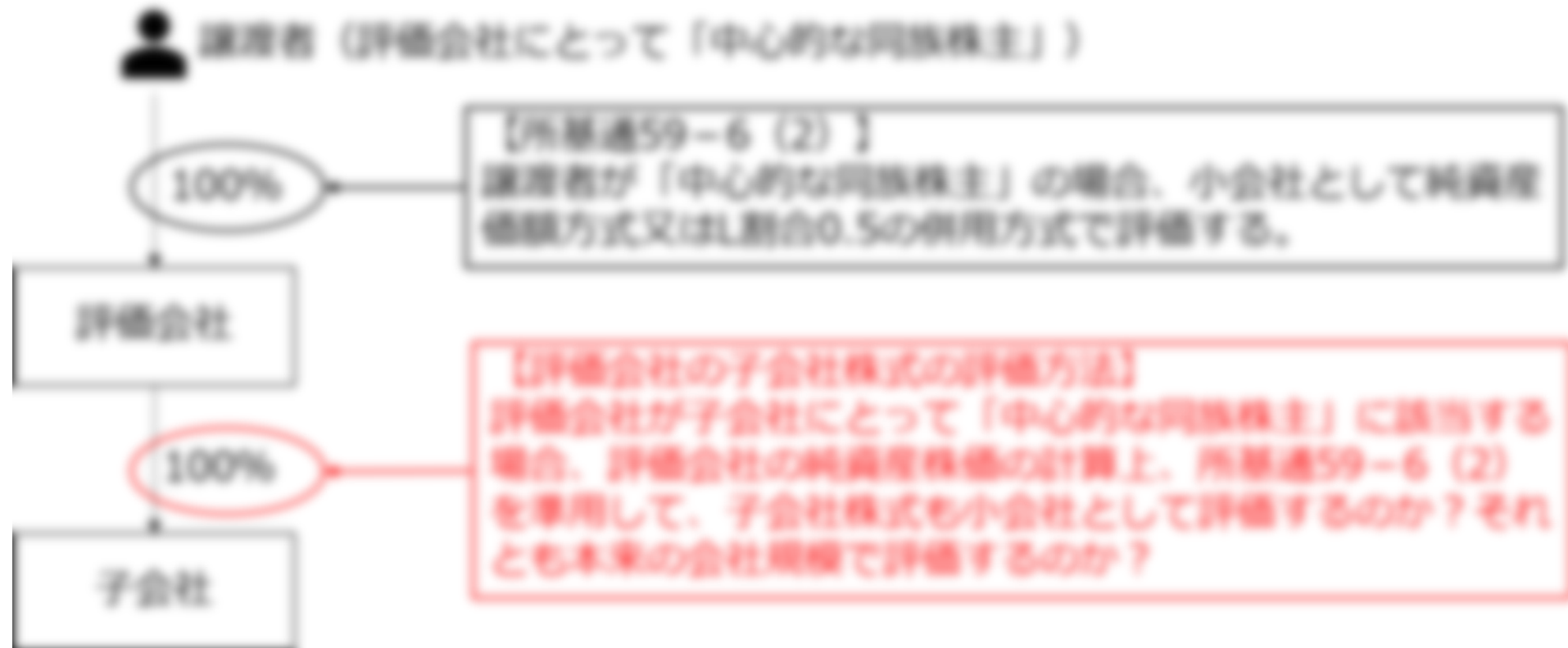
#### 実務上の注意点

- 今回の論点整理の回答を受け、従来の実務上の取扱いが変わる。
- 現に、各手続ソフトでこの論点整理に対応できるように対応済みのものが多いが、株価計算を自作Excelでやっている場合は要注意。

# 所基通59-6の一部改正及び論点整理

## 論点整理2

### 評価会社の子会社株式の評価方法



# 所基通59-6の一部改正及び論点整理

## 論点整理2

### 評価会社の子会社株式の評価方法

従前から解釈が分かれていた。

**A説** 子会社株式も小会社として評価する説

渡辺道夫・山本清次編「法人税法基本通達の疑問点（五訂版）」（ぎょうせい、平成24年）505-506頁で解説されている説。所得税法基本通達の解説ではないが、所基通59-6と同様の書きぶりの法基通9-1-14の解説であり参考になる。

**B説** 子会社株式も一律に小会社の例によることなく、本来の会社規模区分で評価する説

例えば、子会社が大会社（特定の評価会社には該当しない）であれば類似業種比準方式で評価する。

B説を採る裁判例

所基通59-6に関するH25.3.26非公開裁判TAJNS：FD-1-497

法基通9-1-14に関する東京地裁H27.3.27判決TAJNS：Z888-1932

#### 論点整理の回答

評価会社の純資産株価の計算上、子会社が「小会社」に該当するものとして、純資産価額方式又はL割合0.5の例用方式で評価するのが相当である（A説）。

#### 実務上の注意点

今回の論点整理の回答を受け、これまでB説で株価評価を行っている場合、今後はA説での株価評価に変更する必要あり。

# 所基通59-6の論点整理にない論点

土地保有特定会社判定上の会社規模区分

会社規模区分		判定基準	
区分	要件	要件	要件
大企業	資本金額が1億円以上	従業員数が100人以上	売上高が1億円以上
中企業	資本金額が1,000万円以上	従業員数が50人以上	売上高が1,000万円以上
小企業	資本金額が100万円以上	従業員数が10人以上	売上高が100万円以上

会社規模区分		判定基準	
区分	要件	要件	要件
大企業	資本金額が1億円以上	従業員数が100人以上	売上高が1億円以上
中企業	資本金額が1,000万円以上	従業員数が50人以上	売上高が1,000万円以上
小企業	資本金額が100万円以上	従業員数が10人以上	売上高が100万円以上

本来の会社規模区分：中会社（L割合：0.9）

論点：土地特判定上の会社規模区分

本来の会社規模区分（中会社）で判定

⇒土地特非該当（講師私見）

所基通59-6(2)（中心的な同族株主の場合の小会社）で判定

⇒土地特該当

# 所基通59-6の論点整理にない論点

## 土地保有特定会社判定上の会社規模区分

### 所基通59-6 (2) により「小会社」として評価する趣旨

(国税庁HP「資産課税情報 第22号(令和2年9月30日)」4頁)

本通達の2が上記のとおり定めた趣旨は、「中心的な同族株主」とは、議決権割合が25%以上となる特殊関係グループに属する同族株主をいうところ、評価会社が「中心的な同族株主」で支配されているような場合において、同族株主にとってその会社の株式の価値は、その会社の純資産価値と切り離しては考えられないところではないかと考えられ、また、本通達の制定に先立って行われた取引相場のない株式の譲渡に関する実態調査においても、持株割合が高い株主ほど純資産価値方式による評価額により取引されている傾向があったことが確認されている。

このため、「中心的な同族株主」の有する株式については、たとえその会社が大会社又は中会社に該当する場合であっても、小会社と同様に「純資産価値方式」を原則とし、選択的に「類似業種比準方式と純資産価値方式との併用方式」による算定方法によることとしている。

# 所基通59-6の論点整理にない論点

## 土地保有特定会社判定上の会社規模区分

### 土地保有特定会社の判定対象に「小会社」が含まれる趣旨（出典：評価通達速集解説788頁）

従来、「土地保有特定会社」は、土地の保有割合の高い大会社又は中会社が対象とされており、小会社については対象外とされていた。しかし、平成6年6月の会社規模区分に係る通達改正により、総資産価値が大きく土地の保有割合の高い会社であっても、従業員数が10人以下であると小会社に区分されるケースが生ずることとなったほか、平成12年6月の改正により従業員数が5人以下であると小会社に区分されるケースが生ずることになった。このような会社は、会社の有する資産価値に着目して評価することが合理的である。そこで、会社規模区分により小会社となる会社のうち次のイ又はロに該当する会社（改正前の会社規模区分では大会社もしくは中会社とされる会社）は、「土地保有特定会社」に含めることとしている。

イ 総資産価値（帳簿価値）が、総売上にあっては20億円以上、総売上以外の資産にあっては15億円以上の会社  
——土地保有割合が70%以上

ロ 総資産価値（帳簿価値）が、総売上にあっては7,000万円以上20億円未満、小売・サービス業に該当する場合には4,000万円以上15億円未満、総売上、小売・サービス業以外の業種にあっては5,000万円以上15億円未満の会社  
——土地保有割合が90%以上

- 要約すると、土地特の判定上の「小会社」とは、評価通達改正で導入された従業員基準によって改正前に本来の会社規模区分が「大会社」又は「中会社」であった会社から改正後に本来の会社規模区分が「小会社」となった会社を意味する。
- ゆえに、所基通59-62により中心的な同族株主の場合に「小会社」として評価する趣旨と異なる。

# 所基通59-6の論点整理にない論点

株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額

**論点：株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額**

所基通59-6による株式評価において、株式等保有特定会社（株式等の保有割合が50%以上の会社。評価通達189（2））の判定に用いる上場有価証券の評価額は以下のいずれを用いるのでしょうか。同様に、土地保有特定会社（土地等の保有割合が70%以上（中会社及び特定の小会社は90%）以上の会社。評価通達189（3））の判定に用いる土地等の評価額は以下のいずれを用いるのでしょうか。

A説）評価通達に基づく相続税評価額

B説）所期通59-6（3）に基づく時価

参考：所期通59-6（3）

当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額によること。

# 所基通59-6の論点整理にない論点

## 株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額

**論点：株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額**

### A説) 評価通達に基づく相続税評価額

所基通59-6(3)を文意どおり読み取ると、株式等保有特定会社(評価通達189(2))及び土地保有特定会社(評価通達189(3))の判定に用いる上場有価証券及び土地等の評価額を時価評価すると記載されていないので、これら判定は評価通達に基づく相続税評価額で行うという考え方。

### B説) 所基通59-6(3)に基づく時価(講師私見)

所基通59-6(3)の趣旨は、所法59①のみなし譲渡課税の適用にあたっては、譲渡時点の動的時価を求める必要があるため、土地について評価の安全性を配慮する必要性に乏しく、譲渡時の時価が明らかな上場有価証券について評価通達169に定めるしんしゃくをする必要性は乏しいという法令解釈によって導かれる。同趣旨から、株式等保有特定会社(評価通達189(2))及び土地保有特定会社(評価通達189(3))の判定に用いる上場有価証券及び土地等の評価額についても時価で行うべきという考え方。



# 所基通59-6の論点整理にない論点

## 株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額

論点：株特、土地特定の判定に用いる上場有価証券、土地等の評価額

B説) 所基通59-6 (3) に基づく時価による取崩

- 品川芳彦編著「新株式評価適速対応非上場株式の評価ガイドブック」(平成29年、ぎょうせい) 266頁によれば、「執筆日現在、上記A説・B説のいずれを採用すべきという点について、明確な解釈指針は公表されていない。しかしながら、私見ではあるが、その立法趣旨を踏まえればB説を採用すべきであるように思われる。」と述べられている。
- さらに「取引相場のない株式の評価明細書の記載方法等(個別適速)」によれば、第2表の株式等保有特定会社と土地保有特定会社の保有割合判定に用いる評価額は、第5表の相続税評価額から転記(連動)することとされている。すなわち、所基通59-6 (3) により第5表純資産価額の計算上、上場有価証券及び土地等が時価評価され、それをそのまま保有割合判定に用いる(B説による)のが、個別適速の取扱いにも整合すると考える。

# 法基通9-1-14 「課税上弊害がある場合」

東京地判H27.3.27 TAINS:Z265-12643

取引：P3(祖母)からP1、P2へP4出資持分を譲渡  
争点：P1が取得したP4株式の評価方法



太字：P4社株主の持株割合  
(議決権割合)

# 法基通9-1-14 「課税上弊害がある場合」

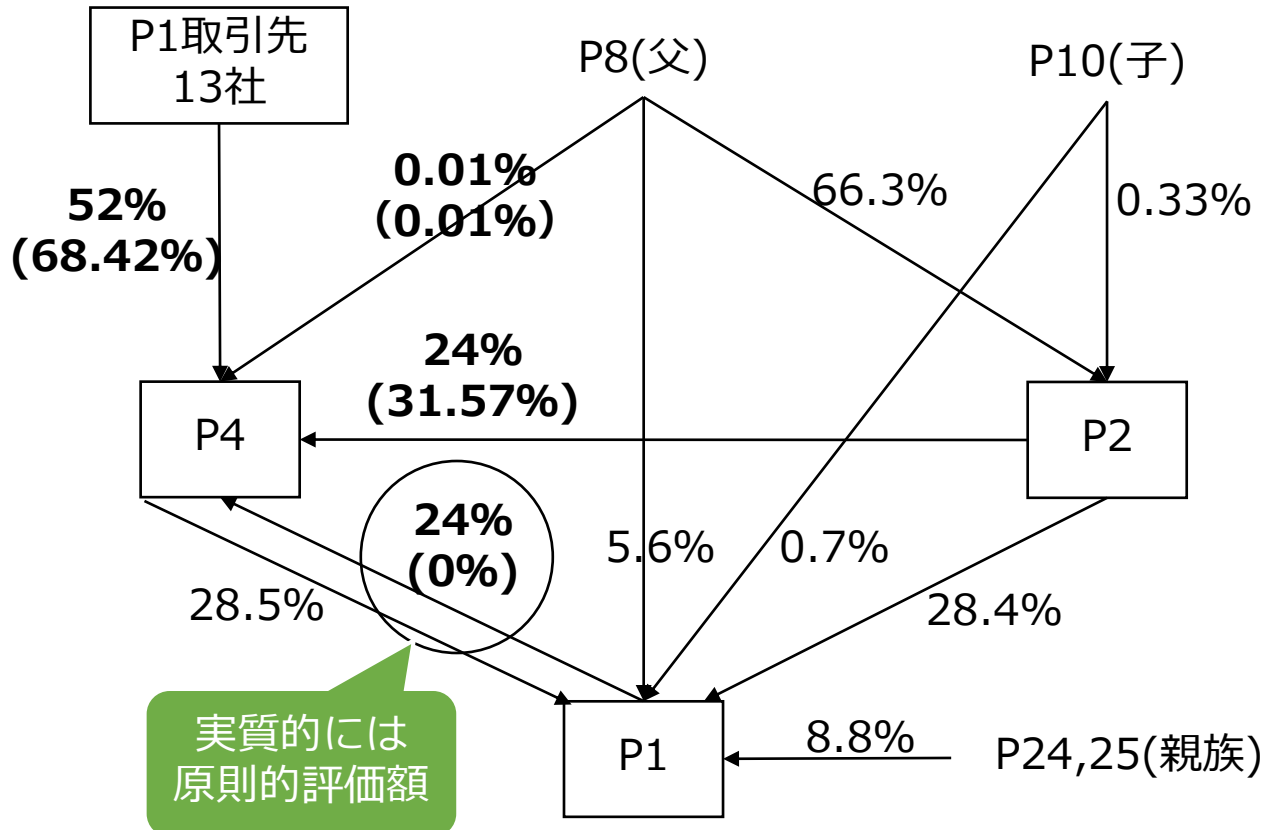
東京地判 H27.3.27 TAINS:Z265-12643



太字：P4社株主の持株割合  
(議決権割合)

# 法基通9-1-14 「課税上弊害がある場合」

東京地判 H27.3.27 TAINS:Z265-12643



太字：P4社株主の持株割合  
(議決権割合)

実質的には  
原則的評価額

## 裁判所の判断

P2はP8の同族関係者に該当する。

$$P8(66.3\%) + P10(0.33\%) > 50\%$$

↓

P1取引先13社は、白紙委任又は賛成する旨の委任状を提出している状況を踏まえ、P4はP8及びP2に実質的に支配されていたと認められる。

↓

P1はP8の同族関係者に該当する。

$$P8(5.6\%) + P10(0.7\%) + P2(28.4\%) + P24,25(8.8\%) + P4(28.5\%) > 50\%$$

↓

P4は「同族株主」(P8、P2、P1)のいる会社に該当し、P1はP4の「同族株主」に該当する。

↓

P1は形式的には「中心的な同族株主」に該当しないものの、P8、P2、P1が一体となりP4を実質的に支配していると認められるため、P1は実質的に「中心的な同族株主」に該当する。

↓

P1が取得したP4株式は原則的評価額となる(法基通9-1-14「課税上弊害がある場合」、評価通達6)。

# その他実務上の悩ましい問題

## 評価適速で売買の株価評価を行う場合の問題点

### 問題点

- 売買時点（1月～6月）でその年の路線価・倍率が国税庁から公表されておらず（公表時期は7月頃）、評価会社保有の土地評価正確にできない問題がある。
- 売買時点（1月～5月）でその年の類似業種比準価額計算に必要なデータが国税庁から公表されておらず（公表時期は6月頃）、類似業種比準価額が正確に計算できない問題がある。

### 実務上の対応方法（私が行っている方法）

- 仮評価額で売買し、データ公表後に再評価して差額精算する方法
  - ① 前年路線価や前年類似データで株価評価を行う（仮評価額）。
  - ② 売買時点では一旦仮評価額で売買（代金決済）を行う。
  - ③ 後にその年の路線価や類似データが公表されたら再評価し、再評価額と仮評価額の差額を精算する。
- 仮評価額との差額による税務リスクはクライアントに説明した上で差額精算を行わない方法

# ご清聴ありがとうございました。

## 免責事項

- 本レジюмеに記載された内容について信頼に足る情報源の活用に留意するなど、その正確性に万全を期しておりますが、誤謬がないことを保証するものではありません。
- 法令等について異なった解釈が可能な場合もあり、また、現時点の法令等が将来変更される可能性があります。
- 本レジюмеに記載された法務に関する領域については、一般的な内容を記載していますが、取引実行に当たっては、租税法以外の法律の観点から問題がないかどうか、法務専門家に確認くださいますようお願いいたします。

# 講師プロフィール



## 《略歴》

- 1985年（昭和60年）生まれ、群馬県沼田市出身
- 早稲田大学理工学部応用化学科・同大学院卒
- 平成22年 IT系上場企業入社  
経理財務部にて会計監査対応含む経理実務全般を経験
- 平成24年 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）高崎事務所に入社  
東証1部上場企業含む法人税務顧問、税務調査対応、組織再編、IPO支援、M&Aの税務DD業務、  
税制改正セミナー講師、財産評価を中心とした資産税実務を経験。
- 平成30年7月 税理士として独立開業（浦和支部所属）
- 令和3年4月 不動産鑑定士としても開業（埼玉県知事登録）

## 《著書》

「税理士のための不動産鑑定評価の考え方・使い方」（2021/11，中央経済社）

## 《得意分野》

- 非上場企業の株価評価、事業承継コンサルティング
- 不動産評価、不動産関連コンサルティング
- 各種セミナー講師，記事執筆

## 《事務所》

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 MIO新都心621号  
事務所HP：<http://mikiyasuzeirishi.com/>  
E-mail：mikiyasu30@icloud.com

